

第5回「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」 -議事次第-

日時：平成20年10月21日（火）
10：00－12：00

場所：全国町村会館Bホール

議 題

- 1 介護保険の福祉用具及び住宅改修の種目にかかる検討について
- 2 その他

目 次

資料 検討資料

(第4回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における指摘及び対応状況について)

参考資料

- 1 第4回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会資料
5-①、資料5-②)
- 2 福祉用具・住宅改修給付対象を定める告示等
- 3 福祉用具・住宅改修の範囲の考え方について

検討事項(第4回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における指摘及び対応状況について)

告示種目・種類	告示・通知の規定	要望内容	第4回検討会 検討結果	主な意見	第4回検討会における指摘		指摘に対する対応の概要	留意点
【福祉用具(買付)】								
・特殊寝台付風呂	・特殊寝台と一体的に使用されるもの(告示)	1 起きあがり補助装置	給付対象としない方向	・特殊寝台、平ベッド等の寝台の上での使用は想定されていないため、特殊寝台付風呂の概念には入りえないのではないか。 ・特殊寝台、平ベッド等の寝台の上での使用は危険ではないか。	—	—	—	—
・床ずれ防止用具	・水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用マット(告示)	2 床ずれ防止クッション(部分的なもの)	給付対象としない方向	・部分用床ずれ防止用具と座布団等の一般生活用品の区別が困難ではないか。 ・部分用床ずれ予防用具を対象とすると、これまで単いつけ用品等として対象とされていたものが、すべて床ずれ防止用具に移行することになる等、影響が大きいのではないか。	—	—	—	—
		3 起きあがり補助装置	給付対象とする方向	・特殊寝台、平ベッド等の寝台上で使用することは危険である。 ・「床等で使用すること」を条件とすべきではないか。 ・体位変換器の概念に入るものではないか。	—	—	—	・安全上の観点から、床等の上での使用に限るべきではないか。
・体位変換器	・空気バッド等を身体の下に挿入することにより、体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位保持のみを目的とするものを除く(告示)	4 腰寄り支援装置	—	・床上で布団と一体的に使用するのであれば、安全性にも問題は無いのではないか。 ・ベッドの床板とマットレスの間に置いて使用する場合は、安全性に疑問が残る。	① 傾斜角度の設定は可能か。 ② 臨床試験結果が改しい。 ③ 何が自動になっているのか。 ④ 価格ほどの程度か。 ⑤ 具体的使用方法は。 ⑥ 使用実績は何人か。 ⑦ 事務局が認識した特徴と、パンフレットが異なる。(自動・手動の概念)調べて欲しい。	【製品例】 ① 不明 ② なし ③ 設定時間に応じた傾き方向の切替 ④ 本体295,000円 ⑤ 取扱説明書参照 ⑥ 3人 ⑦ 自動とは設定時間(段階切り替え)に応じ傾き方向を変化させるもの 手動とは左右のいずれかスイッチを押すと押している間だけ傾斜するもの ※ メーカー調べ	—	
・手すり	・「手すり」等の語に限りて適用することとし、転倒や転落は補助又は移動目的とするものとして、取付けに際し工事を行うもの(通知)	5 ベンチ付手すり	給付対象としない方向	・手すりとベンチの複合的機能を有するものであり、対象とすることは不適切ではないか。 ・ベンチの取り外しが可能であれば、手すり部分は対象になるのではないか。 ・取付けに際し工事が伴わないものである場合、安全性に疑問が残る。	—	—	—	—
・認知症老人状態 知覚器	・屋外へ出ようとした時、又は屋内のある地点通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ連絡するもの(通知)	6 離床センサー	給付対象とする方向	・現行制度においても、対象となるものであるため、新しい種目として位置付ける必要はないのではないか。 ・認知症の要介護者等を抱える家族にとっては有用ではないか。	○ 緊急通報装置等、利用の際に別途必要となる料金を対象としないよう、明確化すべきではないか。	○ 従前より、システム利用料等、別途費用を要するものは、保険給付の対象外としていくところ。	—	—
※ 移動用リフト(つり部分を除く)	① 歩行式つり具又はいす等の台座を使用し人を持ち上げ、キャスターで床を移動し、目的の場所へ人を移動させるもの(通知)	7 階段移動用リフト	—	・安全ベルトが標準装備されている商品を対象とすべきではないか。 ・事前講習を受けた者が使用することを条件とすべきではないか。 ・「階段昇降機」という新しい告示種目が必要ではないか。 ・介護保険における福祉用具の範囲の考え方に、「安全性」を追加する必要があるのではないか。	① 安全ベルトは必ず装備されているのか。 ② 事故率はどの程度あるのか。 ③ 保険給付の対象としている市町村はどの程度あるのか。	【製品例】 ① 安全ベルトは標準装備 ② 事故率は約1% (3/277) ③ 17都道府県(114市町村)で保険給付(本年4月1日現在) ※ メーカー調べ	・操作者はメーカー、事業者等の実施する講習受講者に限る等、利用に当たっての安全性の確保を徹底すべきではないか。	
【特定福祉用具(購入)】								
※ 特殊装置	・床が自動的に吸引されるもので、原宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(告示・通知)	8 自動排泄処理装置(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	給付対象とする方向	・いわゆる「付けばなし」となるのは不適切であり、利用者、時間帯を限定すべきではないか。 ・要介護者等の身体的自立を図るものとは言えないのではないか、介助者の負担軽減とは、利用者の身体的自立の上で成り立つものではないか。 ・要介護者等の自立には、介助者に頼らない精神的自立もあるのではないかと。今後、「排せつ用の供するもの」を貸与種目として取扱うことを可能とする考え方もよいのではないか。	○ 製品としては良いものもある。しかし、告示種目とすることを念頭に考えた場合、市場にある他製品の衛生面等のデータも欲しい。	【製品例】 市販(若しくは市販予定の)7社の結果 ○ 衛生状況に関する試験は6社実施(内利用者を含めた臨床試験を実施したのは3社)。 ※ メーカー調べ	・真に必要な者、(例えば排便に全介助を要する等)の利用に限定する必要があるのではないか。	
・入浴補助用具	・座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る(告示) 1. 入浴用いす 2. 浴槽用いす 3. 浴槽用いす 4. 入浴台 5. 浴槽用いすのこ 6. 浴槽用いすのこ	9 入浴用介助ベルト	—	・移乗補助用具は、特殊寝台付風呂品として取扱うという考え方を維持すべきではないか。 ・貸与、購入種目の双方に移乗補助用具があることで、保険者は判断しかねるのではないか。 ・貸与、購入種目のどちらを対象とするかは、ケアプランにより判断できるので、双方に移乗補助用具が位置づけられるとしても、問題はないのではないか。	① 「入浴の用に供されるもの」と断定できるのか。 ② 材質はどのようなものがあるのか。 ③ 強度及び安全性に係るデータを示して欲しい。	【製品例】 ① 入浴介助専用として販売 ② 肌面:ポリエチレン、表面:ポリウレタン・ナイロン、取っ手ベルト:ポリプロピレン、アタッチメント:ポリアセタール ③ 連続引連耐久試験(60kg×1100回)を実施 ※ メーカー調べ	—	
	2. 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの(告示・通知)	10 ターンテーブル	—	・入浴用として使用する場合、安全性に疑問が残るのではないか。 ・入浴用として使用する場合、衛生面に疑問が残るのではないか。	① メーカーは入浴用を意図しているのか。 ② 入浴用として安全性、衛生性は認められるのか。 ③ ニーズはどの程度あるのか。実際の使用状況を知りたい。	【製品例】 ① 入浴用とすることを原則 ② 安全性に係る臨床試験結果等の資料なし ・衛生性に係る資料等なし ③ 販売実績は約1500枚(年間約250枚);在宅での個人ユーザーはほとんどなく(主に施設等)にて使用 ※ メーカー調べ	—	
【住宅改修】								
※ 手すりの取付け	・住宅改修工事時に取付け手すりの取付けには、廊下、浴室、玄関等に転倒の危険性を軽減する補助又は移動目的とするものとして、取付けに際し工事を伴うものとする。なお、壁面取付取付け手すりには該当するものではない(通知)	11 ベンチ付手すりの設置	給付対象としない方向	・手すりとベンチの複合的機能を有するものであり、対象とすることは不適切ではないか。 ・取付けに際し工事を伴うのであれば、住宅改修の対象として取扱うべきではないか。	○ 「複合機能」の概念は福祉用具と同様に住宅改修においても、考え方がありか確認して欲しい。	○ 住宅改修は、住宅改修の範囲の考えに基づき、高齢者の自立を支援するもので、小規模な工事を対象としているところ。 従って、福祉用具と同様、必要最小限の改修費を給付するものであり、介護とは直接関係ない機能に対する改修は保険給付の対象とはならないところ。		
※ 引き戸等への扉の取替え	・引き戸を引き戸等に取替えることによる全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸幕等の設置等も含まれる	12 引き戸等の新設	給付対象とする方向	・個人資産の形成に繋がるほどの改修ではないのではないか。 ・借家と持ち家との間に多少の差異があるのはやむを得ないのではないか。	—	—	—	

検討事項(福祉用具の種目及び住宅改修の種類について)

告示種目・種類	告示・通知の規定	要望内容	範囲の考え方						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
【福祉用具(貸与)】			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・特殊寝台付属品	・特殊寝台と一体的に使用されるもの(告示)	1 起きあがり補助用具							
・床ずれ防止用具	・水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用マット(告示)	2 床ずれ防止クッション(部分的なもの)							
・体位変換器	・空気パッド等を身体の下に挿入することにより、体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位保持のみを目的とするものを除く(告示)	3 起きあがり補助用具							
		4 寝返り支援装置							
・手すり	・(貸与)居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。(通知)	5 ベンチ付手すり							
・認知症老人徘徊感知機器	・屋外へ出ようとした時、又は屋内のある地点通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの(通知)	6 離床センサー							
※ ・移動用リフト(つり具の部分を除く。)	・①床走行式つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの(通知)	7 階段移動用リフト							
【特定福祉用具(購入)】			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
※ ・特殊尿器	・尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(告示・通知)	8 自動排泄処理装置(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)							
・入浴補助用具	・座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る(告示) 1 入浴用いす 2 浴槽用手すり 3 浴槽内いす 4 入浴台 5 浴室内すのこ 6 浴槽外すのこ	9 入浴用介助ベルト							
		10 ターンテーブル							
【住宅改修】			①	②					
※ ・手すりの取付け	・住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。(通知)	11 ベンチ付手すりの設置							
※ ・引き戸等への扉の取替え	・開き戸を引き戸等に取り替えるといった扉全体の取替えのほかドアノブの変更、戸車等の設置等も含まれる	12 引き戸等の新設							

※前回検討会において、要望があった種目・種類

参考事項(新規要望分:福祉用具の種目及び住宅改修の種類について)

告示種目・種類	要望内容	範囲の考え方						
【福祉用具(貸与)】		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行用補助つえ ・認知症老人徘徊(はいかい)感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) 	徘徊探知機(探知機能付)		×					
	離被架			×				
	自動車乗車ステップ		×					
	平ベッド		×					
	テレビ電話		×					
【特定福祉用具(購入)】		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 	浴槽内いす(脚なし)		×					
	防水シート		×					
	部分浴器(足浴)		×					
	湯おけスタンド		×					
	電磁調理器		×					
	転倒骨折軽減用下着	×	×					
	床ずれ防止シール			×				
	助聴器		×					
	車いす用レインコート	×						
	玄関用踏み台		×					
	滑り止めテープ		×				×	
	火災警報器		×					
	ホームエレベーター							×
	受尿器						×	
尿瓶						×		
【住宅改修】		①	②					
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・段差の解消 ・床材の変更 ・扉の取替え ・便器の取替え ・その他住宅改修に付帯して必要となる工事 	便器への水洗リモコンの設置	×		/	/	/	/	/
	火災警報機の設置	×		/	/	/	/	/
	洗面所、台所等の取替え		×	/	/	/	/	/
	洗面器置き台の設置		×	/	/	/	/	/
	賃貸住宅復旧のための工事		×	/	/	/	/	/
	電気工事等の付帯工事(ウオッシュレット設置のみ)		×	/	/	/	/	/

参考事項(前回引き続き要望分:福祉用具の種目及び住宅改修の種類について)

告示種目・種類	要望内容	範囲の考え方						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
【福祉用具(貸与)】								
<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行用補助つえ ・認知症老人徘徊(はいかい)感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) 	自動摂食用具					×		
	点滴ポール			×				
	衝撃緩和マット (特殊寝台からの転落での怪我を防止)	×	×					
	介護用補聴器					×		
	携帯型対話装置					×		
	通報装置(トランシーバ機能)		×					
	フィットネス機器(エアロバイク等)		×					
【特定福祉用具(購入)】								
<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 	靴 (介護シューズ・リハビリ用靴)		×				×	
	滑り止めマット (浴槽内の転倒防止)		×					
	吸引器			×				
	自助具					×		
【住宅改修】								
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・段差の解消 ・床材の変更 ・扉の取り替え ・便器の取り替え ・その他住宅改修に付帯して必要となる工事 	水道蛇口の変更	×						
	照明(足下灯)の設置	×						
	新築、拡幅工事等		×					

検討を要する福祉用具の種目及び住宅改修の種類について

1. 起き上がり補助用具（特殊寝台付属品）

○ 特徴

- ・ 高齢者の自立を助け、寝たきり状態への移行を防止する。一般のベッド及びハイ・ローベッドに設置し、起き上がりを可能にできる。
- ・ 移動、収納が簡単にでき、居室等を有効に活用できる。

○ 対象者

- ・ 日常的に起き上がり等が困難な者。
- ・ 要介護度別では、要介護1～4の者を想定。

○ 対象として検討する理由

- ・ 特殊寝台の主たる機能のひとつである、起き上がりの機能を有するものであり、ハイ・ローベッドに組み込むことにより、利用者の自立支援に貢献すると考えられる。

○ 告示・解釈通知での対応案

- ・ なし。

○ 留意点

- ・ マットレスの下で使用する場合、起き上がりが可能であるか等の機能性及び、ベッドからの転落、手すりへの挟まれ等、安全性について十分な検討が必要である。
- ・ 起き上がりの機能は特殊寝台自体にも含まれるものであることから、付属品に同等の機能を付与することについて十分な検討が必要である。

2. 部分用床ずれ防止クッション

○ 特徴

- ・ 従来のゴムやシリコン等とは異なり、どのように加圧をしてもその柔軟性を損なわず、広範囲での用途を期待することができる。
- ・ 荷重に対する反撥が非常に少ないので、人体や柔らかい素材と長時間接触したり保護する時等にも最適である。

○ 対象者

- ・ 床ずれが頭部や踵等の局所にできる者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 部分的なものを保険対象とすることで、寝たきりではない要介護者等の日常生活上の便宜を図ることができると考えられる。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ 床ずれ防止用具の告示及び解釈通知の規定において、「全身用のマット」の「全身用の」を削除する。

○ 留意点

- ・ 部分的な床ずれの防止としては、車いす利用場面が想定されるところ。
- ・ 全身用のマットとは異なり、圧迫部位への減圧を一部分のみ行うものが要介護者等に有効であるのか十分な検討が必要である。

3. 起きあがり補助用具

○ 特徴

- ・ 高齢者の自立を助け、寝たきり状態への移行を防止する。
- ・ 和布団の下に設置し起き上がりを可能とするため、特殊寝台を導入する必要がない。
- ・ 一般のベッド及びハイ・ローベッドに設置し、起き上がりを可能にできる。
- ・ 移動、収納が簡単にでき、居室等を有効に活用できる。

○ 対象者

- ・ 日常的に起きあがり等が困難な者。
- ・ 要介護度別では、要介護1～4の者を想定。

○ 対象として検討する理由

- ・ 特殊寝台を導入しなくとも、起き上がりの支援を可能にするものであり、利用者の自立支援に貢献すると考えられる。

○ 告示・解釈通知での対応案

- ・ 体位変換器の解釈通知において、「…仰臥位から側臥位への体位の変換を…」を「…仰臥位から側臥位又は座位等への体位の変換を…」とする。

○ 留意点

- ・ 和布団で使用する場合、ずり落ち等が起こらないのか等の機能性及び、一般のベッドで使用する場合、ベッドからの転落等、安全性について十分な検討が必要である。

4. 寝返り支援装置

○ 特徴

- ・ 特殊寝台等の床板とマットレスの間に空気袋を設置し、マットレスを傾斜させ体位変換させる装置である。
- ・ 操作パネルにより、自動・手動設定が可能である（但し、「自動」とは、一定時間の間隔で傾斜させるという意味ではなく、角度設定することにより任意の角度まで自動で傾斜させること）。

○ 対象者

- ・ 体の不自由な人・病気や怪我で自力での寝返りが困難な者。

○ 対象として検討する理由

- ・ マットレスを傾斜させる構造であるため、体位変換が容易にでき、介助者の負担軽減に資する。

○ 告示・解釈通知での対応案

- ・ なし。

○ 留意点

- ・ 体の真下に直接挿入して使用するものは、体位変換器として対象になりえるものであること。
- ・ 当該品目は、介助者の負担の軽減に資すると考えられるが、必要時は手動操作にて体位変換を行うものである。マットレス等の下からの使用にあたっての安全性・機能性が確保できるか、十分な検討が必要である。

5. ベンチ付き手すり

○ 特徴

- ・ 要介護者等の自立支援に資する。
- ・ ベンチが折りたたみ式であるため、狭い玄関でも有効に活用できる。

○ 対象者

- ・ 立ち上がり、歩行、姿勢の変換等を行うときに、自らの体重を支えてバランスを取ることができない者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 立ち上がり等に支障がある要介護者等が、玄関での靴の脱ぎ履の際安全かつ容易に動作を行えることから、外出機会の増加、行動範囲の拡大につながり、自立支援に資する。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ なし。

○ 留意点

- ・ 手すりの範囲内として考えるものであるのか、あるいは、手すりおよびいすの複合的機能を有する福祉用具として取り扱うものであるのか十分な検討が必要である。
- ・ ビス等を使用し、固定する場合は住宅改修になることから留意する必要がある。

6. 離床センサー

○ 特徴

- ・ 感知部位に加圧・除圧又は接触すること等により、家族、隣人等に要介護者等が離床した際、音で知らせる。
- ・ 感知部位は多種類存在する。
- ・ 身体に発信器等は取り付けず、工事も不要であり、設置も簡単である。
- ・ 早期に徘徊の状況を検知することができる。

○ 対象者

- ・ 病院・施設等での転倒・転落の危険性がある者。
- ・ 認知症等で徘徊の危険性がある者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 認知症要介護者等を介助する者の負担軽減を図ることができる。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ なし。

○ 留意点

- ・ 要介護者等の身体拘束につながる可能性がないか十分な検討が必要である。

7. 階段移動用リフト

○ 特徴

- ・ 電動モーターの働きで階段や段差を昇降することができる移動用リフト。
- ・ 本体がコンパクトなので、公営住宅などに多い狭い踊り場や急な階段での取り回しが容易。
- ・ 設置工事が不要なため、住宅改修が困難な公営住宅や賃貸住宅でも使用可能。

○ 対象者

- ・ 自立歩行が困難（主に要介護3～4）で以下のような住宅に居住している者。
- ・ 住宅改修が困難な公団、公営住宅などエレベーターのない集合住宅。
- ・ 道路から玄関口までが階段で、住居が高台にある一軒家。

○ 対象として検討する理由

- ・ 外出機会の増加、行動範囲の拡大につながり、自立支援に資する。
- ・ 狭い段差等が多い環境に居住する要介護者等を、介助者が容易に外まで移動させることを可能とし、介助負担の軽減に資する。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ 解釈通知の床走行式リフトの規定において、「…キャスタで床を移動し…」の部分で、「…キャスタ等で床又は階段等を移動し…」とする。

○ 留意点

- ・ 当該品目の利用に際して、介助者は安全に使用するために事前講習を受ける必要があり、また、機器自体の大きさや重量の点から、通常の住宅内での有用性について十分な検討が必要である。

8. 自動排泄処理装置

○ 特徴

- ・ 特定福祉用具購入の対象となっている特殊尿器（尿だけを自動吸引する集尿器）とは異なり、排尿中に便が出ても尿と一緒に汚物タンク内に吸引して、陰部を温水洗浄する独自のレシーバー形態を有している。

○ 対象者

- ・ 対象は脳血管障害、パーキンソン病等で尿意はあるが離床できない寝たきりレベルの者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 体力がない高齢者は肛門括約筋がゆるんでいるため、排尿中にいきむと便と一緒に出ることがよくある。
- ・ 尿だけを対象とした集尿器では便の汚染が広がってしまい、安心して集尿器を使用することができない。
- ・ 便もれにも対応した集尿器を保険対象とすることで、介助者の負担軽減に資すると考えられる。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ 特殊尿器の告示及び解釈通知の規定において、「尿が自動的に吸引されるもので…」の部分で、「尿又は（及び）便が自動的に吸引されるもので…」とする。

○ 留意点

- ・ 介助負担の軽減には資すると考えられるが、要介護者の日常生活動作の自立に資するとは考えにくい。排便の自立支援が期待できる者への導入にはつながらないよう、十分な検討が必要である。
- ・ また、尿および便を吸収するものであることから、吸引後の衛生面の確保等について十分な検討が必要である。

9. 入浴介助用ベルト

○ 特徴

- ・ 歩行が困難で一人では車いすから入浴用いす等への移乗が難しいという者を安定した姿勢で支えることができるので、介助者の負担が少なくてすむ。

○ 対象者

- ・ 歩行が困難で一人では車いすから入浴用いす等への移乗が難しい者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 車いすから入浴用いす等の移乗作業において、介助者の負担の軽減に資する。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ 告示の入浴補助用具において、新たな種目（「入浴用移乗用具」）を追加する。

○ 留意点

- ・ スライディングボード等の移乗用具は、車いす付属品及び特殊寝台付属品の範囲に含まれるものであるが、当該製品は入浴用に限定されたものである。
- ・ 入浴の補助に資するものであるのかという点について、十分な検討が必要である。

10. ターンテーブル

○ 特徴

- ・ 介護される方の体の向きを楽に変え、介助者の介護負担を軽減する補助できる。
- ・ 本体は錆の心配がなく浴室内などの水廻りの使用に有用である。

○ 対象者

- ・ 自らの力で姿勢変更を行うことができない者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 要介護者等の入浴時の体の向きの変更等を容易にできるようにすることで、介助者の負担の軽減に資する。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ 解釈通知の入浴台の規定において、「浴槽の縁にかけて…」の部分を、「浴槽の縁にかけて又は浴槽等に設置し…」とする。

○ 留意点

- ・ 当該品目は、特殊寝台付属品として告示の範囲に含まれるものである。入浴に際して、回転機能をどのような場合に使用できるか、十分な検討が必要である。
- ・ また、浴室内に設置するものであることから、転倒等の安全性の確保について留意することが必要である。

1.1. ベンチ付き手すりの設置

○ 特徴

- ・ 要介護者等の自立支援に資する。
- ・ ベンチが折りたたみ式であるため、狭い玄関でも有効に活用できる。

○ 対象者

- ・ 福祉用具の導入に際して、当該改修を必要としている者。
- ・ 立ち上がり、歩行、姿勢の変換等を行うときに、自らの体重を支えてバランスを取ることができない者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 車いす、歩行補助つえ等の福祉用具の導入に際して、要介護者等の日常生活の移動の円滑化を図るための小規模な工事であり、高齢者の自立の支援に資する。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ なし。

○ 留意点

- ・ 一般の踏み台又はいすとの機能の違いについて、及び手すりにいすが追加されても手すりの範疇に含まれるかどうか、十分な検討が必要である。

1 2 . 引き戸等の新設

○ 特徴

- ・ 要介護者等の自立支援に資する。

○ 対象者

- ・ 既存扉の変更のみでは、居室への移動が困難である等、福祉用具の導入に際し支障が生じる者。

○ 対象として検討する理由

- ・ 福祉用具の導入に際して、要介護者等の日常生活の移動の円滑化を図るための小規模な工事であり、高齢者の自立の支援に資する。

○ 告示、解釈通知での対応案

- ・ なし。

○ 留意点

- ・ 前回の検討会において、扉の新設自体は、「個人資産の形成」に繋がるものであるため、範囲外とされたところである。
- ・ 保険者等より、住宅の構造によっては、扉位置の変更を行ったほうが、工事費用が低廉に抑えられることもあることから、このような場合の取扱いについて十分検討する必要がある。
- ・ なお、保険給付の範囲は小規模なものとされていることから、保険給付の対象をどの程度までとするのか十分な検討が必要である。

① 給付対象種目を定める告示

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十三号)

1 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
4 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5 床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二 氷等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するもの限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8 スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
11 認知症老人徘徊感知機器	介護保険法第七条第十五項に規定する認知症である老人が屋外うとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
12 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

○ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び
 厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉
 用具の種目 (平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十四号)

<p>1 腰掛便座</p>	<p>次のいずれかに該当するものに限る。 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際 に補助できる機能を有しているもの 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居</p>
<p>2 特殊尿器</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又は その介護を行う者が容易に使用できるもの</p>
<p>3 入浴補助用具</p>	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補 助を目的とする用具であって次のいずれかに該当する ものに限る。 一 入浴用いす 二 浴槽用手すり 三 浴槽内いす 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への 出入りのためのもの 五 浴室内すのこ 六 浴槽内すのこ</p>
<p>4 簡易浴槽</p>	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p>
<p>5 移動用リフトのつ り具の部分</p>	

○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十五号)

<p>介護保険法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、一種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">一 手すりの取付け二 段差の解消三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更四 引き戸等への扉の取替え五 洋式便器等への便器の取替え六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
---	--

② 告示に関する解釈通知

○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成一二年一月三一日)

(老企第三四号)

第一 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。

② 普通型電動車いす

日本工業規格(JIS)T9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。

ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。

なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。

(2) 車いす付属品

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居室に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲

げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)

2 厚生大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

(2) 特殊尿器

尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

(3) 入浴補助用具

購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 入浴用いす
座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第 4 項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具について 2 つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに 1 つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

第二 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの進路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第2号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険における福祉用具・住宅改修の範囲の考え方

平成10年8月24日に開催された第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において示された介護保険制度における福祉用具及び住宅改修の範囲の考え方は以下のとおりである。

平成10年8月24日
第14回医療保険福祉審議会
老人保健福祉部会

福祉用具の範囲の考え方について

1 介護保険法の福祉用具に関する規定

○ 福祉用具貸与（第7条第17項）

この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者等について行われる福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。第44条第1項において同じ。）のうち厚生大臣が定めるものの貸与をいう。

○ 居宅介護福祉用具購入費（第44条第1項）

市町村は、居宅要介護被保険者等が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他の厚生大臣が定める福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

- (1) 高齢者に対する福祉用具の給付制度としては、現行では老人日常生活用具給付等事業がある。介護保険制度における福祉用具の範囲としては、同事業の対象用具から、一人暮らし老人を対象とした電磁調理器等の用具を除いたものを中心として定めることとする。

(2) しかしながら、福祉用具の外縁は極めて広いものであるため、上記(1)の考え方を踏まえ、更に、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

- ① 要介護者等の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの
- ② 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- ③ 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- ④ 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- ⑤ 起居や移動等の基本的動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- ⑥ ある程度の経済的負担感があり、給付対象とすることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- ⑦ 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

(3) なお、ベッド用サイドレールや車いすのクッション等の付属品についても、上記(2)の判断要素に合うものについては、本体を給付する場合にこれと一体のものとして給付の対象とする。

3 居宅介護福祉用具購入費の対象用具の考え方

(1) 介護保険制度では、福祉用具の給付については、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与によることとされている。

(2) このため、購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

- ① 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排せつ関連用具)
- ② 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

4 新たに開発・普及する製品の取扱い

要介護者の便宜の観点、技術革新や製品開発努力等を評価する観点から、

新たに開発された用具や普及が進んだ用具についても、2（2）の判断要素に照らし、必要に応じ保険の対象となるような取扱いとする。

平成10年8月24日
第14回医療保険福祉審議会
老人保健福祉部会

住宅改修の範囲の考え方について

1 介護保険法の住宅改修に関する規定

○ 居宅介護住宅改修費の支給（第45条第1項）

市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

2 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- (1) 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- (2) 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

3 介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- (1) いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下・玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- (2) 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模や改修工事とする。

- (3) なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組合せて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

4 住宅改修の範囲

次に掲げる工事を包括して1種類とする。

① 手すりの取付け

② 床段差の解消

(三角材・小踏台の設置、敷居の平滑化・交換等)

③ すべりの防止、移動の円滑化等のための床材の変更

(浴室床のノンスリップ化、畳・じゅうたんから板床材への変更等)

④ 引き戸等への扉の取替え

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

⑥ 上記の各工事に附帯して必要な工事

(手すりの取付けのための壁下地補強、便器取替えに伴う便所床の改修等)

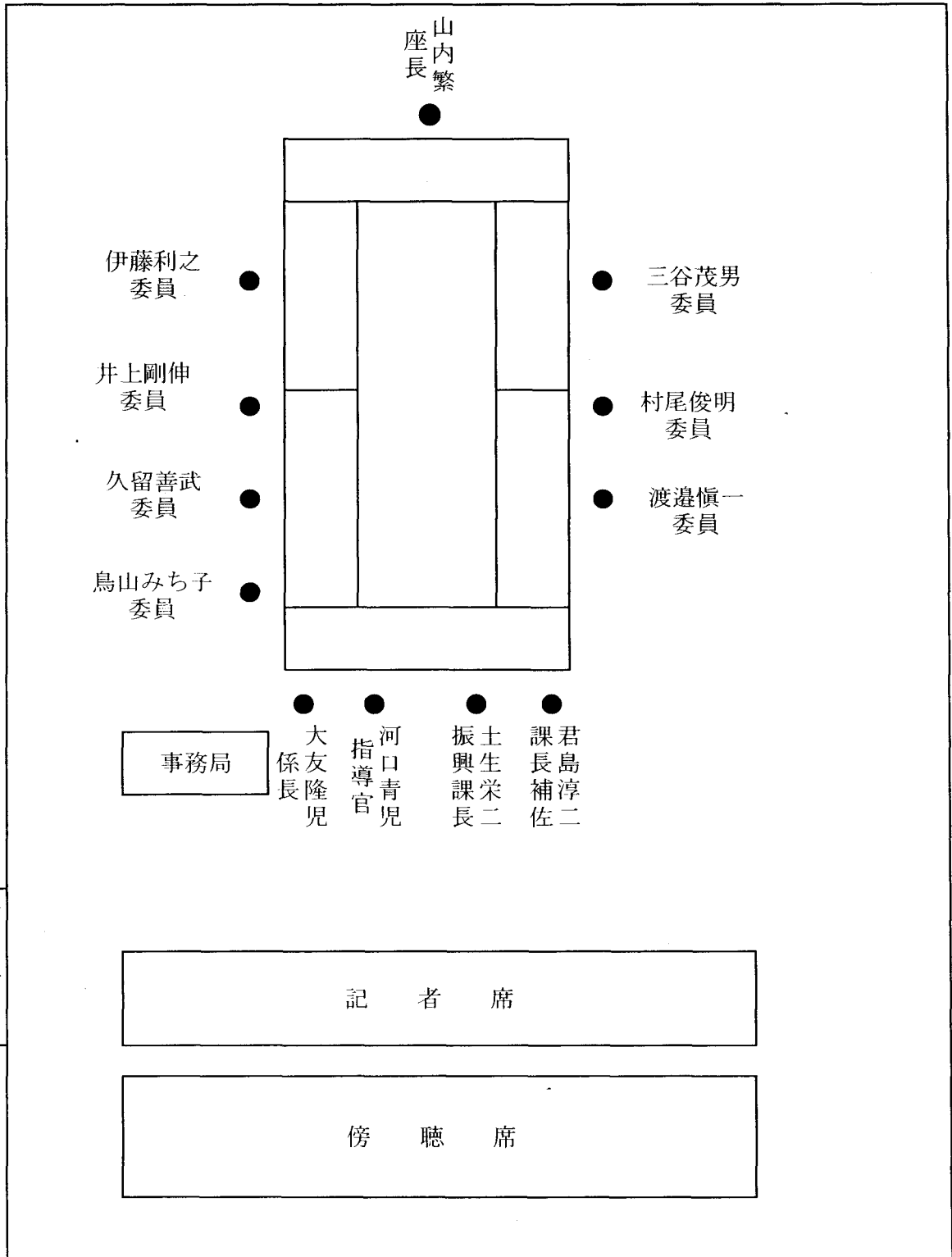
※上記の工事種別のうち、標準的には①及び②の2つを組み合わせた改修が行われることを想定している。

第5回「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」

座席図

日時：平成20年10月21日（火）10:00～12:00

場所：全国町村会館 ホールB



介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 メンバー表

伊藤 利之（横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問）

井上 剛伸（国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長）

久留 善武（社団法人 シルバーサービス振興会 企画部長）

鳥山 みち子（名古屋市総合リハビリテーションセンター
第2リハビリテーション部介護保険科長）

三谷 茂男（北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課長）

村尾 俊明（財団法人 テクノエイド協会 常務理事）

山内 繁（早稲田大学 人間科学学術院 特任教授）

渡邊 慎一（社団法人 日本作業療法士協会 福祉用具委員会 委員長）

（敬称略・50音順）